**鰺ヶ沢町事業活動応援資金保証料補助金交付要綱**

 （補助の目的）

**第１条**　青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を活用する町内の中小企業者に対

し、保証料を補助することにより、経営の安定と事業の活性化に資することを目的

に実施する。

 （補助対象者）

**第２条**　補助金の交付対象者は、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱の２の（１）により融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

（１）融資額が１企業につき２，０００万円以内かつ融資期間が７年（うち据置期間が１年）以内の者

（２）町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者

（３）納税状況の良好な者

 （補助金の額）

**第３条**　補助金の額は、保証料の２分の１の額とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の０．２５％又は０．４５％に相当する額は補助対象外とする。

 （補助金の交付申請）

**第４条**　補助金の交付を受けようとする者は、保証料補助金交付申請書（様式第１号）　に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

 （１） 保証料計算書

 （２） その他町長が必要と認める書類

２　前項の補助金交付申請書の提出期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までと　する。

 （補助金の交付決定）

**第５条**　町長は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

 （補助金の請求）

**第６条**　補助金の請求は、補助金請求書（様式第３号）を町長に提出して行うものとする。

 （補助金の返還）

**第７条**　町長は、補助金交付決定通知を受けた者が完済予定日前に償還した場合にお　いて、すでに補助金が交付されているときは、返戻保証料が発生した部分について期限を定めてその返還を命ずるものとする。

 （返還金の請求額）

**第８条**　返還金の請求額は、返戻保証料の２分の１の額とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。

 （その他）

**第９条**　この要綱に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

　　　**附　則**

　この訓令、平成２０年４月１日から施行する。

　　　**附　則**

　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　**附　則**

　この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　**附　則**

　この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　**附　則**

　この訓令は、令和６年３月１５日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

　　令和　　年　　月　　日

鰺ヶ沢町長　　　　　　　殿

住所

氏名　 　　　　　　　　　　　　㊞

鰺ヶ沢町事業活動応援資金保証料補助金交付申請書

このたび青森県事業活動応援資金にとして、金融機関から融資を受け、別添のとおり保証料を支払ったので、金　　　　　　　　　　円を交付してくださるよう関係書類を添えて申請いたします。

様式第３号（第６条関係）

**請　　求　　書**

一金　　　　　　　　　　　円也

ただし、令和　　年度鰺ヶ沢町事業活動応援資金保証料補助金として、上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

鰺ヶ沢町長　　　 　 　 　　　　殿

　　　振込先

　　　金融機関名

　　　口座番号

　　　口座名義